

11. 宗派及び教区共済制度について

【宗派の共済制度】

第1種共済

名称	対象	給付額	備考
住職慰労金	住職	50万円	30年以上住職の職にあった方が退職又は死亡されたときに給付されます
慰問金	住職	3万円	現に住職・坊守であって、身体障害者となった方及び病気のため入院2ヵ月以上又は自宅医療6ヵ月以上を要する方で、業務に著しい支障のある方に給付されます（身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要です）
	坊守	2万円	
弔慰金	住職	8万円	左記の方が死亡されたとき、その寺院・教会に給付されます
	前住職 本務代務者 坊守	5万円	
	前坊守	3万円	
住職年金	住職	5万円	50年以上住職を在任された方に、申請のあった年から終身年1回給付されます

第2種共済

種別	加入	対象建物	保障
復興共済金 基礎加入	共済賦課金の 拠出による	本堂・庫裡	寺院の本堂または庫裡が火災・風水害その他の災害により、被害を受けたときに最高で本堂1,400万円、庫裡600万円の合計2,000万円の共済金が給付されます。保障期間1年間。（共済賦課金を納付されていない場合は給付されません）
復興共済金 任意加入	最高10口迄 (1口1万円)	本堂 庫裡 書院 客殿 その他	1口につき最高1,000万円、10口で最高1億円が給付されます。保障期間1年間。（災害発生から3ヵ月以内に申請のこと）

本堂落慶（新築に限る）に係る祝儀

名称	対象	給付額	備考
祝辞及び 本堂落慶祝儀	本堂落慶	20万円	本堂落慶法要執行届・由来書（由緒・沿革書）を法要執行日の3ヵ月前までに教務所に提出してください

【教区の共済制度】

名称	給付額	対象
災害見舞金	最高 50万円	本堂・庫裡が火災、風水害、その他、災害により被害を受けた程度に応じて給付
	最高 30万円	
	最高 10万円	
弔慰金 ※1	2万円	住職・本務代務者・前住職・坊守・前坊守の死亡
	1万円	現職の教区門徒会員・正副組門徒会長・正副組婦人会長の死亡
	1万円	任期中であって届出済の総代・責任役員の死亡
祝金	2万円	住職の結婚
	5万円	本堂落慶（新築に限る）

※1 資格が競合する場合は、給付額の大なる額による